

新宿区情報公開・個人情報保護審議会（概要）

1 設置目的

情報公開制度と個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため

2 所掌事務

- (1) 情報公開制度の運営に関すること。
- (2) 個人情報保護制度の運営に関すること。
- (3) 個人情報の目的外利用、外部提供等のうち、審議会に意見を聴くこととされた事項についての審議
- (4) 電子計算組織による新たな個人情報の処理システムの開発や重要な変更、外部委託等に関する審議
- (5) その他運営に関すること。

3 構成及び任期

(1) 委員の構成

- ・学識経験者 3人
 - ・区議会議員 5人
 - ・区内各種団体構成員 5人
 - ・区内に居住する者 2人
- 計 15人

- (2) 委員の任期は、2年とする。

4 会議

審議会は、過半数の委員の出席で成立する。議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

5 会議の公開

審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が不相当と認めるときは、非公開とすることができる。

6 守秘義務

審議会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 開催予定

年度中8回程度